

地域包括支援センターについて



松阪市第二地域包括支援センター

管理者(主任介護支援専門員) 井坂 憲史

～地域包括ケアシステムづくりをめざして～ 介護が必要になつても、地域で暮らし続けられるために

平均寿命の伸び

少子高齢化

人口減少

多死社会

核家族化

近所付き合い
の変化

過疎化

将来



2025年(団塊の世代が75歳以上に)

元気高齢者づくり・介護予防の推進
高齢者自身の活躍・地域の支え合い

地域包括ケアシステム

在宅医療の受け皿が必要
医療・介護の専門職が市民のためのかかりつけネットワーク

健康寿命を延ばすために必要なことは？

運動

栄養

お口の健康

心持ち

健康づくりと
介護予防！



役割・楽しみ

適切な医療

脳の活性化

地域包括支援センターの目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

【介護保険法第115条の46第1項】

高齢者の方々が住み慣れた地域で生活を続けられるように、健康・医療・福祉・介護などの様々な面から総合的に支えていくことを目的に市町村が設置しています。

松阪市地域包括支援センターの担当エリア

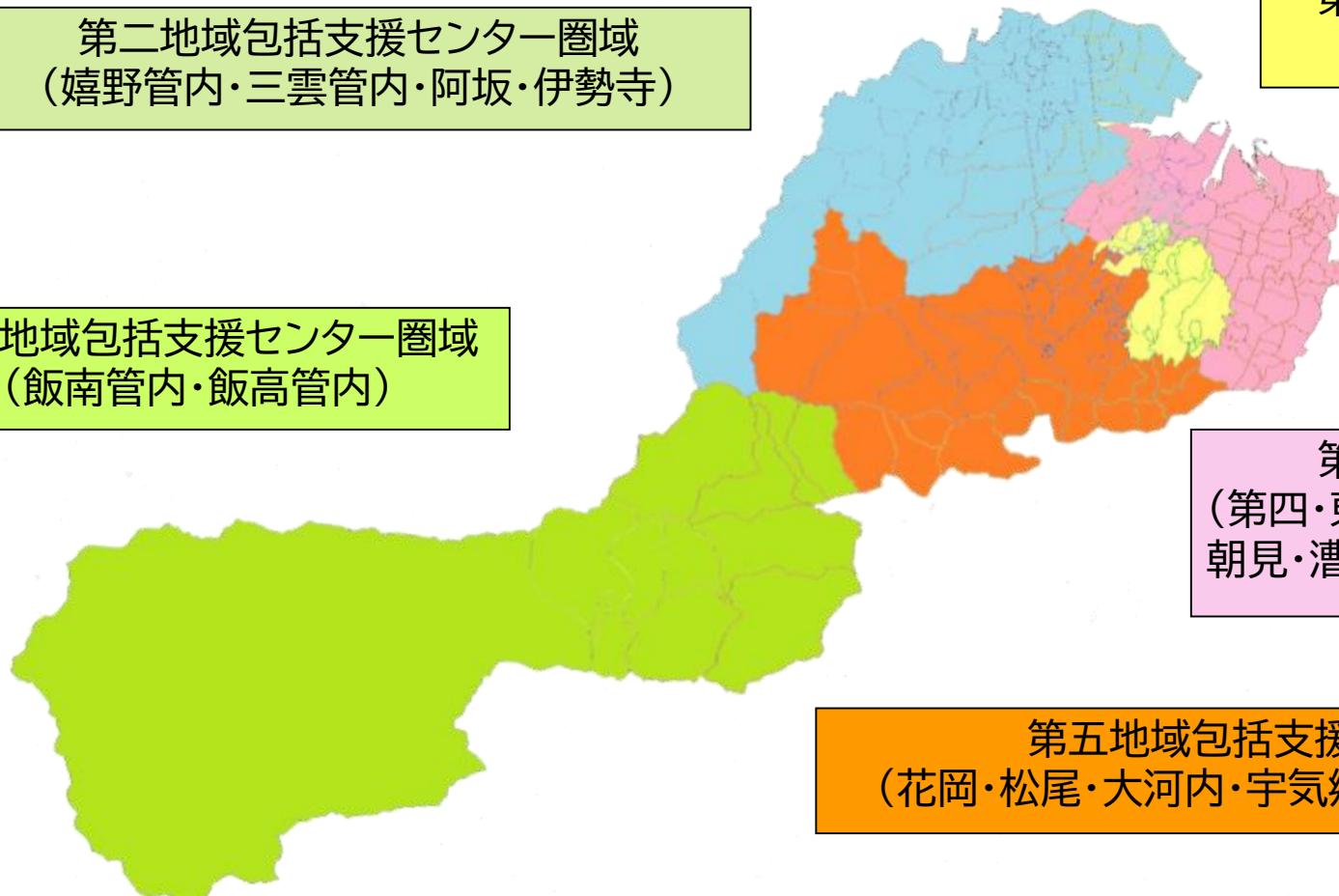
第二地域包括支援センター圏域
(嬉野管内・三雲管内・阿坂・伊勢寺)

第一地域包括支援センター圏域
(第一・第二・幸・神戸・徳和)

第三地域包括支援センター圏域
(飯南管内・飯高管内)

第四地域包括支援センター圏域
(第四・東・橋西・松ヶ崎・港・西黒部・東黒部・
朝見・漕代・機殿・櫛田)

第五地域包括支援センター圏域
(花岡・松尾・大河内・宇気郷・射和・大石・茅広江)



配置職員について



- ・心身の衰え
- ・介護の不安や悩み

相談

来所

電話

訪問

地域包括支援センター



自立した生活ができるよう
介護予防を進めます

高齢者のみなさんの
権利を守ります

介護に関する悩みなど
さまざまな相談に応じます

暮らしやすい地域づくりに
取り組んでいます



<生活支援コーディネーター>を各1名配置
<認知症地域支援推進員> を各1名配置

地域包括支援センターの業務について

4つの業務	具体的な業務内容
総合相談・支援	包括支援センターの専門職により、ワンストップの相談対応やアウトリーチ訪問(実態把握のため、あるいは支援のため)を行い、適切なサービスや関係機関や福祉制度等の利用につなげる。
包括的継続的ケアマネジメント	個々の高齢者の状況に応じて、介護支援専門員が包括的継続的なケアマネジメントを実践しやすいよう、関係機関との連携、地域のネットワーク会議の参画や介護支援専門員への支援を行う。
権利擁護	高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援(お金の管理や契約に不安がある人への相談や支援)を行う。
健康づくりと介護予防の推進	一般高齢者を対象に介護予防教室を行うとともに、介護予防を積極的に地域で行う人材の養成や介護予防の啓発を行う。 要支援1・2の方や事業対象者に対して、介護予防サービスのプランを作成しサービスの調整をする。

生活支援コーディネーター

高齢者者が安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、地域住民が主体となる集いの場や支えあい活動のお手伝いをしています。

コーディネーターの役割等

- ①社会資源を把握し、地域のニーズに合った新たな福祉サービスを開発し、育成すること
- ②新たな福祉ネットワークを構築すること
- ③地域におけるニーズとサービスをマッチングさせることです。

認知症地域支援推進員



認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくりを目指しています。

- ①認知症サポーター・きつずサポーター養成講座の開催
- ②高齢者の見守り
おかげSOSネットワークまつさか
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- ③チームオレンジの支援

行 包 括 そ や
かこくふくそや

